

# 福井県池田町観光ガイドブック・観光ガイドマップ制作業務委託仕様書

## 1 事業の概要

---

### 1-1 事業の名称

福井県池田町観光ガイドブック・観光ガイドマップ制作業務委託

### 1-2 本仕様書の趣旨

本仕様書は、「福井県池田町観光ガイドブック・観光ガイドマップ制作業務」にあたり、当町が前提とする使用を提示するものである。

なお、本仕様書では、以降「福井県池田町観光ガイドブック」は「ガイドブック」、「観光ガイドマップ」は「ガイドマップ」という。

### 1-3 契約期間

契約締結日～平成 30 年 8 月 31 日

### 1-4 業務スケジュール

本町が予定しているスケジュールの概要は、次のとおりである。より詳細なスケジュールについては、本町と受託業者との協議の上、決定する。

平成 30 年 5 月中旬	契約
平成 30 年 6 月中旬	第 1 校
平成 30 年 7 月中旬	第 2 校
平成 30 年 8 月中旬	第 3 校
平成 30 年 8 月下旬	校了
平成 30 年 8 月 31 日	納品

※ガイドブックとガイドマップは同時進行を予定している。

### 1-5 業務上限額

委託料の上限は、3,780,000 円 (消費税および地方消費税額を含む)とする。

## 2 業務の目的

---

当町の観光パンフレット「池田ごよみ」は、平成 15 年に初版が制作され、以降毎年増刷時の内容の訂正を行ってきた。デザインは非常に好評であったが、「おもちゃハウスこどもと木」や「ツリーピクニックアドベンチャーいけだ」といった新しい集客施設を追加で入れたことで全体のバランスが崩れ、また訂正した部分について、文章のテイストが変わってしまった部分がある。また、パンフレットを実際の観光で利用するには内容として不十分であり、体験等をメインにしたパンフレット「村の遊び方 BOOK」で内容を補う必要があった。

観光ガイドマップについては、用紙の上が東で見にくく、かつ実際の距離感がつかめないと

いう苦情がある。またこれも増刷時に訂正を行っているが、初版は同じく平成 15 年で、イラストなども古いデザインとなっている。

これらのことから、近年の当町の状況を鑑みながら、また、当町がこれまで実施してきた「あたりまえがふつうにあるまち」「木望のまち」というブランディングを継承しながら、誘客ツールとして魅力的で訴求力があり、手に取った人が知りたい情報を見つけやすく、観光客の方が使いやすいガイドブック及びガイドマップを制作する。

### 3 委託業務の内容

---

委託業務の内容は以下の通りとする。なお、原稿やデザイン等の内容は、受託者と委託者で十分に意見交換、調整を行い、決定する。

- ・ ガイドブックおよびガイドマップ制作に伴う、編集、デザイン(マップ制作を含む)、イラストやロゴの作成、取材・原稿制作。
- ・ 印刷用データの作成及び納品。
- ・ ガイドブックおよびガイドマップの印刷および納品。

### 4 仕様・掲載内容

---

#### 4-1 ガイドブック

##### (1)仕様

A4サイズのパンフレットラックに対応したものであること。

ページ数は 28 ページ以内。

##### (2)掲載内容

- ・ ターゲットは、30～40 代ファミリー層からアクティブシニア世代の日本人とする。
- ・ 池田町には、現代社会から忘れられた日本の里山、農村の風景や文化があり、またそれらに触れることができることがわかるものとする。
- ・ ガイドブック 1 冊で、池田町を実際に観光するにあたり必要となる情報(飲食やお土産の情報を含む)が得られること。
- ・ 「村の遊び方 BOOK」についても今回のパンフレット改訂により廃版とすることから、「村の遊び方 BOOK」の内容についても、ガイドブックで補われていること。
- ・ 写真は、原則として池田町で所有するプロのカメラマンが撮影した写真を利用することとするが、切り抜きや加工(軽微な色調整は除く)は、委託者の承諾なしに行わないこと。商品等の写真の切り抜きを行いたい場合や素材が足りない場合は、受託者で写真撮影を行うこととする。
- ・ 池田町内を周遊したくなるような仕掛けとなる内容が含まれること。
- ・ 1 冊の読み物となるような内容とすること。
- ・ 今回制作したガイドブックは、年 1 回の増刷時の改訂を実施しながら、5 年以上 10 年未満の期間で使用することを想定している。

## 4-2 ガイドマップ

### (1)仕様

- ・ A4 サイズのパンフレットラックに対応したものであること。
- ・ 使用した人が広げやすくわかりやすいサイズとする。  
(A3 サイズ二つ折りを想定しているが、それ以外のサイズでの提案も可)

### (2)掲載内容

- ・ 実際に観光するにあたって地図として必要な機能が盛り込まれていること。
- ・ マップの上になる部分が北になり、かつ距離感がわかりやすいこと。
- ・ 池田町内を周遊したくなるような仕掛けとなる内容が含まれること。
- ・ 池田町へのアクセス方法だけでなく、福井県内の有名観光地や近隣観光地からの距離等がわかりやすく記載されていること。
- ・ 今回制作するガイドマップは、年 1 回の増刷時の改訂を実施しながら、5 年以上 10 年未満の期間で使用することを想定している。

## 5 主な配布予定箇所

---

ガイドブック、ガイドマップともに、町内観光施設、県内外の観光案内所に設置する他、旅行エージェント、メディア関係への営業活動、観光出向宣伝においても活用する。

## 6 納品

---

### 6-1 納品物

納品物・部数は以下の通りとする。なお、納品時に本町指定の検査を受けること。

- (1)ガイドブック 20,000 部
- (2)ガイドマップ 20,000 部
- (3)ガイドブックの PDF データ(ホームページ掲載用)及びイラストレーターデータ
- (4)ガイドマップの PDF データ(ホームページ掲載用)及びイラストレーターデータ  
(PDF データ等はまとめて DVD 等で納品すること)

### 6-2 納品場所と納期

#### (1)納品場所

〒910-2512 福井県今立郡池田町稲荷36-25-1  
まちの駅「こってコテいけだ」2階 いけだ農村観光協会

#### (2)納期

平成 30 年 8 月 31 日(金)

## 7 守秘義務

---

- ・ 本業務に関して知り得た秘密は、他に一切漏らしてはならない。
- ・ 成果品(本業務の実施過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、受託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

## 7 その他

---

- 受託者は、本業務の遂行にあたり、池田町との定期的な打ち合わせを行いながら、連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- 受託者の責めに帰すべき理由により、本町または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- 池田町は、契約締結後、町の所有する写真で業務遂行に必要なものを受託者に提供する。
- 著作権、肖像権を有する画像、地図等データの使用に関する許可申請等は、受託者側の責において行うものとする。権利関係の明確でないデータを使用したことが明らかになった場合は、池田町と協議の上、受注者の責において、訂正・回収・刷り直し等適切な対応を速やかに行うものとする。
- 今回の業務委託により制作される成果品の著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は池田町に帰属するものとし、特別の使用制限がある場合を除き、受託者が同趣旨で使用することを妨げないものとする。また、著作者は、成果物にかかる著作権人格権を、将来にわたり一切行使しないものとする。
- この仕様書に明示されていない事項または業務上疑義が生じた場合は、速やかに池田町に報告し、両者協議により業務を進めるものとする。